酸素欠乏症等防止規則

◎ 一般的防止措置

防止措置の内容 ＼ 酸素欠乏危険場所（安衛法施行令別表第6） ／ 酸欠則条文		1 特殊な地層に接しまたは通ずる井戸等の内部	2 長期間使用されていない井戸等の内部	3 ケーブル等を収容するための暗きょ等の内部	3の2 雨水等が滞留している暗きょ等の内部	3の3 海水が滞留している熱交換器等の内部	4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー等の内部	5 石炭等空気中の酸素を吸収する物質を入れてある貯蔵施設の内部	6 乾性油のペイントで内部が塗装された地下室等通気不十分な施設の内部	7 穀物の貯蔵、果菜の熟成等に使用しているサイロ等の内部	8 しょう油等発酵する物を入れてあるタンク等の内部	9 し尿、パルプ液等腐敗分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部	10 ドライアイスを使用している冷蔵庫、冷凍庫、船倉等の内部	11 窒素等不活性の気体を入れてあり、または入れたことのある施設の内部
酸素の濃度の測定	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硫化水素の濃度の測定	3					○						○		
測定器具の備付け	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気（酸素濃度18%以上に）	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気（硫化水素濃度10ppm以下に）	5					○						○		
保護具の使用等	5-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全帯等	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具等の点検	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人員の点検	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係者以外の立入禁止	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近接する作業場所との連絡	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別の教育	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視人等	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時の退避	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難・救出用具の備付け等	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
救出作業時の空気呼吸器の使用	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察および処置	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故等の報告	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○